

令和2年度あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この補助金は、住宅のリフォーム工事や増改築工事を行う子育て、移住・定住世帯の者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、安全・安心で快適な生活が営めるよう居住環境の質の向上を図る。

(通則)

第2条 次に掲げる事業に係る補助金の交付手続き等について、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(1) 住宅リフォーム推進事業

- ① 子育て世帯（持ち家型）
- ② 子育て世帯（中古住宅購入型）
- ③ 移住・定住世帯（定着回帰型）
- ④ 移住・定住世帯（中古住宅購入型）
- ⑤ 災害復旧（持ち家）

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 持ち家 自己又は配偶者が所有する住宅であつて、自己居住に供するものをいう。
- (2) リフォーム 住宅の機能や性能を維持・向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え・更新（取り替え）・減築などを行うことをいう。
- (3) 増改築 既存の住宅を増築又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることをいう。
- (4) 災害復旧 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象により生ずる被害）に伴う住宅被害（市町村長等の証明を受けた被害に限る。）の復旧をいう。
- (5) 子育て世帯 18歳以下の子が同居している親子世帯をいう。
- (6) 移住者 秋田県外から県内に住所を移動しようとする者（県外から県内に住所を移動した日が、リフォーム工事を契約した日（第2章第4節を適用する場合は、中古住宅を取得した日）から起算して3年以内の者を含む。）で、次のア又はイに該当する者
ア 県内から県外に住所を移し、在学期間を除き継続して3年を超えて県外に居住した後、再び県内に住所を定める者
イ 県内に住所を定めたことがない者（転入の目的が修学又は一時的な赴任等の場合を除く）
- (7) 移住・定住世帯 移住者を含む世帯をいう。
- (8) 中古住宅 人が居住していたことがあり、現に空き家（証明者により、空き家であったことが証明できるものに限る。）で、かつ、建築後10年を経過した住宅（貸家を除く。）をいう。
- (9) 証明者 前号の中古住宅を所有していた者をいう。

第2章 住宅リフォーム推進事業

第1節 子育て世帯（持ち家型）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、18歳以下の子（平成14年4月2日以降に生まれた者に限る。）2人以上と同居している次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家の増改築工事やリフォーム工事（以下「リフォーム等工事」という。）を行う者
- (2) 親又は配偶者の親が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者

(補助対象住宅)

第5条 補助の対象となる住宅は、県内の住宅であって次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く）。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

(補助対象工事等)

第6条 補助の対象となる工事は、子育て世帯の居住環境の向上に資する工事であって、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 令和2年4月1日以降に工事が完了し、第33条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

(補助対象外工事等)

第7条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 子育て世帯の居住環境向上に直接的に関係しない工事
- (2) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (3) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (4) 太陽光発電システムの設置工事
- (5) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (6) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用の2/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。

なお、過去に補助金（平成22年度から令和元年度までの住宅リフォーム緊急支援事業、住宅リフォーム推進事業及び本要綱による補助金。以下、「リフォーム関係補助金」という。）の交付を受けた住宅にあっては、すでに交付を受けた補助金との合計額で、40万円を限度とする。

2 補助金の交付（第2節から第4節までの規定による補助金交付を含む。）は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第2節 子育て世帯（中古住宅購入型）

(補助対象者)

第9条 補助金の交付対象となる者は、18歳以下の子（平成14年4月2日以降に生まれた者に限る。）と同居し、次の全てを満たす者とする。

- (1) 中古住宅を購入（2親等以内の親族からの購入を除く。）し、令和元年10月1日以降に所有権を取得した（登記をした場合に限る。）者
- (2) 所有権を取得した住宅を持ち家としてリフォーム等工事を行う者
- (3) 取得した住宅について、過去にリフォーム関係補助金の交付を受けていない者又はその配偶者

(補助対象住宅)

第10条 補助の対象となる住宅は、県内の一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）とする。

(補助対象工事等)

第11条 補助の対象となる工事は、子育て世帯の居住環境の向上に資する工事であって、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 令和2年4月1日以降に工事が完了し、第33条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

(補助対象外工事等)

第12条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 子育て世帯の居住環境向上に直接的に関係しない工事
- (2) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (3) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (4) 太陽光発電システムの設置工事
- (5) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (6) その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事

(補助金の額等)

第13条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用の3/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が60万円を超えるときは、60万円とする。

2 補助金の交付（第4節による補助金交付を含む。）は、一の住宅について一回限りとする。

第3節 移住・定住世帯（定着回帰型）

(補助対象者)

第14条 補助金の交付対象となる者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 移住・定住世帯が居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- (2) 移住者もしくはその配偶者又はそれらの親もしくは子

(補助対象住宅)

第15条 補助の対象となる住宅は、県内の住宅であって、前条2号の者が所有する次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

(補助対象工事等)

第16条 補助の対象となる工事は、移住・定住世帯の居住環境の向上に資する工事であって、前条の

補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 令和2年4月1日以降に工事が完了し、第33条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

（補助対象外工事等）

第17条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 移住・定住世帯の居住環境向上に直接的に関係しない工事
- (2) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (3) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (4) 太陽光発電システムの設置工事
- (5) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (6) その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

（補助金の額等）

第18条 補助金の額は、住宅のリフォーム等工事に要する費用の2/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が40万円を超えるときは、40万円とする。

なお、過去にリフォーム関係補助金の交付を受けた住宅にあつては、すでに交付を受けた補助金との合計額で、40万円を限度とする。

2 補助金の交付（第1節、第2節及び第4節による補助金交付を含む。）は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第4節 移住・定住世帯（中古住宅購入型）

（補助対象者）

第19条 補助金の交付対象となる者は、次の全てを満たす移住者又はその配偶者とする。

- (1) 中古住宅を購入（2親等以内の親族からの購入を除く。）し、令和元年10月1日以降に所有権を取得した（登記をした場合に限る。）者
- (2) 所有権を取得した住宅を持ち家としてリフォーム等工事を行う者
- (3) 取得した住宅について、過去にリフォーム関係補助金の交付を受けていない者又はその配偶者

（補助対象住宅）

第20条 補助の対象となる住宅は、県内の一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であること。）とする。

（補助対象工事等）

第21条 補助の対象となる工事は、移住・定住世帯の居住環境の向上に資する工事であつて、前条の補助対象住宅に係るリフォーム等工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 令和2年4月1日以降に工事が完了し、第33条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの。

(補助対象外工事等)

第22条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 移住・定住世帯の居住環境向上に直接的に関係しない工事
- (2) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (3) 門・塀等、いわゆる外構工事（リフォーム等工事に関わる工事を除く。）
- (4) 太陽光発電システムの設置工事
- (5) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (6) その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事

(補助対象住宅の調査)

第23条 申請予定者は、あらかじめ補助対象工事を行う住宅について、県が別に定める技術者に住宅の状況調査を依頼することができる。

- 2 前項に規定する状況調査に要した経費は、リフォーム等工事の補助に追加して申請することができる。
- 3 住宅の状況調査に関する細目は、別に定める。

(補助金の額等)

第24条 補助金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 住宅のリフォーム等工事に要する費用の $3/10$ に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とし、当該補助金の額が60万円を超えるときは、60万円とする。
 - (2) 補助対象住宅の状況調査に要する費用の $3/10$ に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とし、当該補助金の額が10万円を超えるときは、10万円とする。ただし、前号の補助金を伴う場合に限るものとする。
- 2 補助金の交付（第2節による補助金交付を含む。）は、一の住宅について一回限りとする。

第5節 災害復旧（持ち家）

(補助対象者)

第25条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 持ち家の災害復旧工事を行う者
- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅の災害復旧工事を行う者
- (3) 親、配偶者の親又は子の持ち家の災害復旧工事を行う者
- (4) 自ら又は配偶者が所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅の災害復旧工事を行う者

(補助対象住宅)

第26条 補助の対象となる住宅は、県内の住宅であって次に掲げる住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟の車庫、物置を除く。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の $1/2$ 以上（車庫、物置の面積を除く。）であること。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）に限る。）

(補助対象工事等)

第27条 補助の対象となる工事は、前条の補助対象住宅に係る災害復旧工事で、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 令和元年10月1日以降の自然災害による災害復旧工事で、工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この節において同じ。）のうち、次条に掲げる工事に要する費用を除いた額が50万円以上であるもの。
- (2) 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの。
- (3) 令和2年4月1日以降に工事が完了し、第33条に規定する完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるものであること。

（補助対象外工事等）

第28条 次に掲げる工事に要する費用等については、補助の対象としない。

- (1) 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事（災害復旧工事に関わる工事を除く。）
- (3) 太陽光発電システムの設置工事
- (4) 他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない費用
- (5) 過去にリフォーム関係補助金の交付を受けた同一の自然災害による災害復旧工事
- (6) その他、補助金の交付が適当でないと思われる災害復旧工事

（補助金の額等）

第29条 補助金の額は、住宅の災害復旧工事に要する費用の1/10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）を限度とする。ただし、当該補助金の額が8万円を超えるときは、8万円とする。

2 本節による補助金の交付は、一の住宅について、同一年度内に一回限りとする。

第3章 補助金の交付手続き等

（補助金の交付申請）

第30条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（リフォーム様式第1-1号、第1-2号、第1-3号、第1-4号又は第1-5号）に、別表1に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 前項の手続において、添付するべき書類の名義が申請者と異なる場合、その名義が配偶者のものである場合に限り、申請者の名義によるものと見なして取り扱うことができる（第33条において同じ）。

（補助金の交付決定等）

第31条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を認めたときはリフォーム様式第2-1号により申請者に通知するものとする。

（補助金交付決定の辞退又は申請の取り下げ）

第32条 申請者は、補助金交付の決定を辞退するとき又は申請を取り下げるときは、あきた安全安心住まい推進事業関係補助金交付決定辞退（申請取り下げ）届（共通様式第1号）を知事に届け出なければならない。

2 前項による届出があったときは、従前の補助金交付の決定はその効力を失う。ただし、申請者の配偶者が改めて申請の手続をする場合は、この限りでない。

（事業完了実績報告）

第33条 申請者は、補助金を受けた事業が完了したときは、令和3年3月18日までに、完了実績報告書（リフォーム様式第3号）に、別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

なお、交付決定後に工事内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を記載するものとする。

(補助金の額の確定等)

第34条 知事は、申請者から前条に規定する完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合とすると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、既に行った交付決定額の変更を要するときは、リフォーム様式2-2号により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第35条 補助金は、前条の規定による額の確定後、支払うものとする。

(是正のための措置・報告)

第36条 知事は、第33条に規定する完了実績報告書の提出を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業に定める要件等に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

2 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(財産の管理)

第37条 申請者は、補助金の交付を受け取得した財産・機器等について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第38条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 知事へ提出又は報告する書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第36条第1項の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき
- (4) 前条の規定による管理義務を怠ったとき
- (5) その他知事が不相当と認めるとき

2 前項により補助金交付の決定を取り消すときは、共通様式第2号により通知するものとする。

3 第1項により補助金の返還を命ずるときは、共通様式第3号により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 補助金交付申請書類一覧（第30条関係）

<p>子育て世帯 (持ち家型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本（続柄が記載されたもの）又は戸籍謄本（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの） ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・その他知事が必要と認める書類
<p>子育て世帯 (中古住宅購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本（続柄が記載されたもの）又は戸籍謄本（いずれも申請日前3ヶ月以内に発行されたもの） ・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・購入した中古住宅の売買契約書の写し ・中古住宅の空き家期間証明書（リフォーム様式4号） ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・その他知事が必要と認める書類
<p>移住・定住世帯 (定着回帰型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の住民票謄本又は戸籍の附票（いずれも県外居住時の住所が記載されている申請日前3ヶ月以内に発行されたもの） ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・申請者が移住者又はその配偶者と異なる場合は、移住者又はその配偶者との親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・その他知事が必要と認める書類
<p>移住・定住世帯 (中古住宅購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の住民票謄本又は戸籍の附票（いずれも県外居住時の住所が記載されている申請日前3ヶ月以内に発行されたもの） ・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ・購入した中古住宅の売買契約書の写し ・中古住宅の空き家期間証明書（リフォーム様式4号） ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・住宅状況調査を行った場合は、次の書類 <ul style="list-style-type: none"> 現況検査チェックシート又は状況調査書の写し 図面の写し（リフォーム計画を作成し補助対象とする場合に限る）

	<p>設計内容説明書の写し（計画が評価基準等への適合を確認・証明し補助対象とする場合に限る）</p> <p>維持保全計画の写し（維持保全計画書を作成し補助対象とする場合に限る）</p> <p>技術者が所属する建築士事務所登録証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他知事が必要と認める書類
<p>災害復旧 (持ち家)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の施工前の写真 ・申請者と住宅の居住者が異なる場合は、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本で申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ・併用住宅の場合は、住宅部分の延べ床面積が1/2以上（車庫、物置の面積除く。）であることがわかる図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し及び図面 ・市町村長等が発行する被災を証する書面又はその写し ・その他知事が必要と認める書類

別表2 完了実績報告書書類一覧（第33条関係）

<p>子育て世帯 (持ち家型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事内容の変更により、第31条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（共通様式第4号） ・住宅をリフォーム等工事後に転居する場合は転居後の住民票謄本 ・その他知事が必要と認める書類
<p>子育て世帯 (中古住宅購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事内容の変更により、第31条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（共通様式第4号） ・転居後の住民票謄本（交付申請時の住民票謄本等で対象住宅に転居していることが確認できる場合を除く） ・その他知事が必要と認める書類
<p>移住・定住世帯 (定着回帰型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事内容の変更により、第31条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（共通様式第4号） ・住宅をリフォーム等工事後に転居する場合は転居後の住民票謄本 ・その他知事が必要と認める書類
<p>移住・定住世帯 (中古住宅購入型)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し ・工事内容の変更により、第31条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ・工事に要した費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（共通様式第4号） ・転居後の住民票謄本（交付申請時の住民票謄本等で対象住宅に転居していることが確認できる場合を除く） ・住宅状況調査を行った場合は、次の書類 <ul style="list-style-type: none"> 現地確認報告書の写し（工事が計画に則して行われたことを確認・証明し補助対象とする場合に限る） 調査等に要した費用に係る建築士事務所発行の領収書等の写し ・その他知事が必要と認める書類

災害復旧 (持ち家)	<ul style="list-style-type: none">・補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中及び施工後の写真・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づき交付された検査済証の写し・工事内容の変更により、第32条の規定により決定した補助金の額に変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し並びに変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真・工事に要した費用に係る領収書の写し・補助金交付請求書（共通様式第4号）・その他知事が必要と認める書類
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------